

# パラグアイ共和国

(Republic of Paraguay)

## 目次

1. 侵害対策関連法令 .....	1
2. 侵害対策関係機関 .....	3
3. 侵害の定義 .....	6
4. 侵害の発見から解決までのフロー .....	14
5. 侵害に対する救済手段 .....	19
6. 留意事項 .....	28
7. その他の関連団体 .....	30

### 1. 侵害対策関連法令

#### 1.1 特許及び実用新案法

Patent of Invention and Utility Model Law, No. 1630/2000 of November 29, 2000  
in force since January 29, 2001, as amended by Law No. 2593 of June 17, 2005

##### 第3部 権利侵害に対する救済

##### 第1章 主要な救済

第73条 民事救済

第74条 刑事救済

第75条 救済内容

#### 1.2 工業意匠法

Industrial Models and Designs Law No. 868/1981 of November 2, 1981,  
as amended by Law No. 3440/2008 of July 16, 2008

##### 第7章 司法上の救済

第32条 民事救済

第33条 刑事救済

### 1. 3 商標法

Trademark Law 1294/98 of August 6, 1998,  
as amended by Law No. 3.440/2008 of July 16, 2008

#### 第4部

#### 第1章 侵害に対する民刑事手続き

第85条 民事救済

第93条 刑事救済

#### 第3章 税関対策

第100－101条 税関手続き

#### 1. 3. 1 商号

商標法の一部

#### 第2部 商号

第76条 禁止権

#### 1. 3. 2 不正競争

商標法の一部

#### 第3部 不正競争

第76条 民事救済

### 1. 4 著作及び隣接権

Copyright and Neighboring Rights Law No. 1328/1998 of October 15, 1998,  
as amended by Law No. 3440/2008 of July 16, 2008

#### 第6部 司法救済と手続き

#### 第1章 民事救済と手続き

第159条 民事救済

#### 第2章 刑事救済と手続き

第167条 民事救済

### 1. 5 種苗及び育成者保護法

Law 385/1994 of Seed's and Breeding protections of July 5, 1994

#### 第10章 違反及び処罰

第89－97条 処罰

## 1. 6 商法

Commercial Law No. 1034/1983 of 16 December, 1983

(民事訴訟でのみ利用可能)

第10章 不正競争

第108-111条 民事救済

## 1. 7 刑法

Criminal Code Law No. 1.160/1997 of 26 November, 1997

As amended by Law No. 3.440/2008 of July 16, 2008

第10章 違反及び処罰

第184条 著作権並びに特許、実用新案、意匠、商標の侵害

パラグアイでは、半導体集積回路配置に関する法規は現在のところない。

## 2. 侵害対策関係機関

### 2. 1 国家知的財産庁

**Dirección de la Propiedad Industrial (PGD)**

**Ministerio de Industria y Comercio**

住所: Avenida España 477

Asunción - Paraguay

電話: +595-21-444-231

Fax: +595-21-213-970

E-mail: dpi@conexion.com.py

Website: <http://www.mic.gov.py/v1/node/43>

[特許、実用新案、意匠、商標、著作権などの知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力]

### 2. 2 国家著作権局

**Dirección Nacional de Derechos de Autor**

**Dirección de la Propiedad Industrial (PGD)**

**Ministerio de Industria y Comercio**

住所: España c/ Estados Unidos - 326

Asunción - Paraguay

電話・FAX: +595-21-204-833

Website: <http://www.mic.gov.py/v1/node/43>

[著作権に関する登録業務、関連機関との協力]

### 2. 3 国家品質・植物健康・種子センター

**Servicio Nacional de Calidad y Sanidad Vegetal y de Semillas (SENAVE)**

**MINISTERIO DE AGRICULTURA Y GANADERIA**

住所: Edif. PLANETA I, Humaitá N° 145 c

Ntra. Sra. de la Asunción

Asunción - Paraguay

電話・FAX: +595-21-445-769, 441-549, 451-910

E-mail: [consultas@senave.gov.py](mailto:consultas@senave.gov.py)

Website: <http://www.senave.gov.py>

[植物と種子の管理・研究業務、関連機関との協力]

### 2. 4 税関

**Dirección Nacional de Aduanas (DNA)**

住所: Colon y El Paraguayo

Independiente

Asunción - Paraguay

電話: +595-21-416-2100, 450-751

Fax: +595-21-416-2305, 446-196

Email: [sofia@aduana.gov.py](mailto:sofia@aduana.gov.py)

Website: <http://www.aduana.gov.py>

[税関は、輸出入貨物の通関、課税、検査、統計等の業務を主に行い、知的財産権侵害の取締りも業務の一部である。]

### 2. 5 司法局

**Poder Judicial**

住所: Alonso y Testanova, 1512

Asunción, Paraguay

電話・FAX: +595-21-439-4000,

Fax: +595-21-426-209

Website: <http://www.pj.gov.py/>

[パラグアイの裁判部門、民商事裁判所、刑事裁判所などがある。最高裁判所は、事件の事実判断を行わず、研究部門と位置付けられている。]

## 2. 6 検察院

### **Misterio Publico**

住所: Chile c/ Ygatimí,  
Asunción – Paraguay

電話・FAX: +595-21-451-187, 451-188

E-mail: jdiaz@ministeriopublico.gov.py

Website: [http:// www.ministeriopublico.gov.py/](http://www.ministeriopublico.gov.py/)

[民商事、商標等での刑事訴追業務、全国 17 カ所に検察局があり、模倣品専門部隊が設けられている。]

## 2. 7 国家警察

### **La Policia Nacional**

#### **Comandante Interino de la Policía Nacional**

住所: El Paraguay Independiente  
Asunción – Paraguay

電話: +595-21-445-858/445-355

Fax: +595-21-445-107

E-mail: dpi@conexion.com.py

Website: <http://www.policianacional.gov.py/>

[国家警察は、国内の治安維持、犯罪や麻薬の取締を中心に活動している。建設省の交通警察は別の組織で、侵害等は担当しない。]

## 2. 8 パラグアイ調停仲裁センター

### **Centro de Arbitraje y Mediación Paraguay (CAMP)**

#### **Cámara Nacional de Comercio y Servicios de Paraguay**

住所: Campus de la UNA – San Lorenzo  
Asunción – Paraguay

電話: +595-21-585-550

Fax: +595-21-585-554

E-mail: dnsadmin@nic.py

Website: <http://www.camparaguay.com/v3/index.php#>

[パラグアイ商工会議所の一部で、調停と仲裁業務の仲介]

## 2. 9 パラグアイ ネットワーク情報センター

### **El Network Information Center – Paraguay, (NIC-PY)**

住所: Campus de la UNA – San Lorenzo

Asunción – Paraguay

電話: +595-21-585-550

Fax: +595-21-585-554

E-mail: dnsadmin@nic.py

Website: <http://www.nic.py/>

[パラグアイのドメインは2つの大学が管理しており、アスンシオン大学が主に登録等の事務管理業務のみ行い、仲裁等を行わない。]

### 3. 侵害の定義

#### 3.1 特許及び実用新案

特許権者及び実用新案権者(以下合わせて、特許権者という)の承諾なく、権利存続期間中にパラグアイ国内で、特許及び実用新案法(以下、特許法という)第33条により独占的に実施する権利が付与された特許権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。なお、実用新案権者は、特許法第52条の規定により特許権者と同じ権利を享受する。

特許法第33条が規定する、特許権者の禁止権は次の行為に及ぶ。

- (a) 特許製品を製造する行為
- (b) 特許製品を使用する行為
- (c) 特許製品の販売を申出る行為
- (d) 特許製品を販売する行為
- (e) 特許製品を輸入する行為
- (f) 特許方法を使用する行為
- (g) 特許方法により得られた製品を使用、販売の申し出、販売、或いは輸入する行為

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ 権利行使の時効は、侵害の事実を知った日から2年、又は最後に侵害が行われた日から4年のいずれか短い期間である。(特許法第77条)
- ・ 特段の約定がない場合、特許権は共有者に事前の通知なく、権利行使することができる。(特許法第74条)
- ・ 刑事告訴も可能である。(特許法第75条)
- ・ 民事訴訟での暫定救済を請求できる。(第80条)

### 例外規定

- (1) 特許をもっぱら実験又は非商業目的のために使用する行為
- (2) 特許をもっぱら授業又は科学的学術的な研究目的のために使用する行為
- (3) 特許権者或いはその被許諾者による合法的な使用により特許が消尽している場合
- (4) 特許権満了後に利用するために情報収集目的で実験的に使用する行為  
(ボーラー条項)
- (5) 先使用が証明された場合  
(以上、特許法第34条)

保護期間：特許は出願日から20年間(特許法第29条)

実用新案は出願日から10年間(特許法第56条)

### 3.2 工業意匠

意匠登録権者の承諾なく、権利存続期間中にパラグアイ国内で、工業意匠法第20条により独占的に実施する権利が付与された意匠登録権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 民刑事の権利行使の時効は、侵害の事実を知った日から2年。(工業意匠法第42条)他の規定と不一致であるが、実務上は特許法第77条と同じ。
- ・ 暫定救済を請求できる。(第80条)

工業意匠法第20条が規定する、意匠登録権者の禁止権は次の行為に及ぶ。

産業及び販売目的で

- (a) 意匠製品を製造する行為
- (b) 意匠製品を輸入する行為
- (c) 意匠製品の販売を申出る行為
- (d) 意匠製品を販売目的で保管する行為  
(以上、工業意匠法第20条)
- (e) 意匠製品を販売する行為
- (f) 意匠製品を賃貸する行為
- (g) 意匠製品を流通させるその他の取引行為  
(以上、改正刑法第184c条)

## 例外規定

明確な規定はないが、非商業目的での行為、先使用や公知を証明できる場合は、侵害の対象にならないと考えられる。

保護期間:出願日から5年間(その後同じ期間2回更新可能、最大15年間)  
(工業意匠法第7条)

### 3.3 植物品種

種苗及び育成権者(以下、品種権者という)の承諾なく、権利存続期間中にパラグアイ国内で、種苗及び育成者保護法(以下、植物品種保護法という)第34条により付与される品種権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

植物品種法第34条が規定する、品種権者の権利は次の行為である。

- (a) 種子を供給する行為
- (b) 種子を取引する行為

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 対象となる品種は、主に下記の品種である。  
綿花、米、菜種(キャノーラ)、ひまわり、とうもろこし、大豆、雑穀、小麦
- ・ 外国の品種権者はパラグアイでの登録を条件に同等の権利が付与される。  
(植物品種法第40条)
- ・ 国家種子供給者名簿に登録せず販売等の活動を行うことは禁じられている。(植物品種法第88条)
- ・ 侵害事件の行政対応窓口は、農業省種子委員会である。

植物品種法第88条が規定する、禁止・処罰行為は下記の通りである。

- (a) 種子を商業目的で供給する行為
- (b) 国家種子供給者名簿に登録することなく商業目的で種子を供給する行為
- (c) 国家種子供給者名簿に登録することなく商業目的で種子を販売や販売を申し出る行為
- (d) 国家種子供給者名簿に登録することなく商業目的で分析や分析報告する行為、或いはそれらを改変、偽造する行為
- (e) 販売や流通目的で、第58条に定めるラベル表示基準に違反する行為
- (f) 販売や流通された種子が表示や包装などの表示と一致しない場合
- (g) 法律が定める管理業務を妨害などする行為
- (h) 何らかの方法で原種を変性させる行為



- (i) 品種が法律の要件、或いは品質・出所・性質など誤認混同や品質など要件に合わないものを広告宣伝する行為
- (j) 国に品種登録がされていない種子の供給や流通をさせる行為
- (k) その他の法律の規定に合致せず、また品種権者の承諾もなく行う行為

#### 例外規定

- (1) 実験目的で使用する行為
- (2) 新規の品種を独自に開発する行為  
(以上、植物品種法第34条)
- (3) 自己の消費目的での使用や飼料として販売する行為  
(植物品種法第35条)

保護期間: 品種により15年から20年間(登録証に記載の起算日から満了日まで)  
農業品種は15年間  
樹木とワイン種は18年間

### 3.4 商標

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にパラグアイ国内で、商標法第15条により付与される商標権者の独占的使用権を実施する行為は、侵害対象行為と見做される。商標権者は侵害行為を禁止する権利を有し、関係機関に提訴する権利を有する。

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 地理的表示が商標法で保護されているが、登録制度はないため、証明義務がある。(商標法第57-60条)
- ・ 商標権の権利行使では使用していることを証明することが条件である。また、登録後5年を過ぎている場合、商標の使用がないと取消対象となる。(商標法第27条)
- ・ 権利行使の時効は、侵害の事実を知った日から2年、又は最後に侵害が行われた日から4年のいずれか早く満了する期間である。(商標法第88条)
- ・ 並行輸入は商標の改変などがなければ認められる。(商標法第17条)
- ・ 暫定救済を請求できる。(商標法第95-99条)

商標法第84条が規定する、商標権者禁止権は次の行為に及ぶ。

- (a) 登録商標に認められた指定商品或いはサービスに関連する製品及びそれらの容器、包装紙又は梱包用材に、同一或いは類似する標章を適用又は配置

する行為

- (b) 製品につけられた登録商標を商業目的で削除或いは改変する行為
  - (c) 商標を複製しラベル、容器、包装紙、梱包用材及びその他の物品を製造、或いは販売又は不法に所持する行為
  - (d) 登録商標が付され使用された容器、包装紙又は梱包用材を商業目的で再補充又は再使用する行為
  - (e) 商標権者と誤認或いは関係があるように登録商標と同一或いは類似する標章を商業目的で使用する行為
  - (f) 商品やサービスまた事業活動に登録商標と同一或いは類似する標章を使用し、商標の消尽、価値や評判を低下させ、商標権者や当該登録商標に不当な経済的不利益或いは損害を及ぼす行為
  - (g) 非商業目的の利用であっても、公然と登録商標と同一或いは類似する標章を使用することにより、登録商標の識別力や広告上の価値、或いは商権の不正行使を弱体化させる行為
- (以上、商標第84条)
- (h) 商品やサービスを偽造、粗悪、模倣して提供する行為
- (以上、改正刑法第184b条)

例外規定

特に、明確な規定はない。

保護期間:登録日から10年間(その後同じ期間更新可能、最大無期限)

(商標法第19条)

### 3.5 商号

商標法は、第2部に商号について規定し、商号を商標と同様の規定で保護している。しかし、商号は商標と同じような登録を要件とはせず、最初の使用、他の商号と誤認が生じない、独自の名称であることが求められている。なお、商号権者に対する救済は、当該商号を使用した会社の解散或いは活動停止となる。(商標法第77条)

商号権者は侵害行為を禁止する権利を有し、商標権同様、関係機関に提訴する権利を有する。禁止権の対象は、商標法第84条が適用されるが、主に下記の3点である。

- (a) 同一或いは類似する商号を使用し、商号権者と誤認させる行為
- (b) その商号の会社或いはその製品やサービスと関係があるようにする行為

(c) その会社や所有者の商権を使用し、価値や評判の低下、経済的不利益或いは損害を及ぼす行為

その他、時効や暫定救済についても、商標権と同様の規定が適用される。

### 3.6 不正競争

商標法は、第3部に不正競争について規定し、商標や商号と同様の規定で関係の製造者、産業や商業者(以下、事業者という)を保護している。一方、商法にも同様に不正競争についての規定がある。ここでは、商標法上の規定を主に説明し、商法の規定は参考として記載する。

事業者は、不公正な競争により損害を受ける惧れがある場合、その不公正競争を停止させるため、或いは名声を維持するため、又は損害の賠償を求めるために提訴することができる(商標法第82条)。なお、権利行使の時効は、他の権利と同一である(商標法第83条)。

商標法第81条が規定する、不正競争行為は以下の通りである。

- (a) 第三者の製品、会社或いはその事業と誤認や関連を想起させる行為
- (b) 商品やサービスの性質、品質や利便性について誤認させるような用語、標識及びその他の方法により商品やサービスについて虚偽の表示をする行為
- (c) 商品やサービスに誤認させるような用語、標識及びその他の方法による虚偽の地理的表示をする行為
- (d) 商業目的で登録商標や商号が付された容器、包装紙又は梱包用材を再補充又は再使用する行為
- (e) 合法的な権利者と誤認、或いは関連性を想起させるように、特定の商品やサービスに限らず、登録商標または商号と同一或いは類似のものを使用する行為
- (f) 特定の商品、サービス又は事業活動に限らず、識別力の希釈、事業や広告での標章価値の低下、或いは当該標識又は所有者の名誉に対する不正な行為により、合法的所有者に経済的不利益或いは損害を与えるように、登録商標又は商号と同一或いは類似の標章を使用する行為
- (g) 非商業目的の利用であっても、公然と登録商標と同一或いは類似の標章を使用することにより、登録商標の識別力や広告上の価値、或いは商権を弱体化させるように使用する行為
- (h) 商標の不正な使用

その他、時効や暫定救済について、商標権と同様の規定が適用される。

一方、商法第 108 条は、商標法や特許法などにも規定があるが、不正競争行為と見做される広告宣伝活動を下記のように規定している。

- (i) 合法的な第三者と誤認混同を惹起するような名前やロゴを使用する行為
- (j) 競合会社の製品を模倣する行為、或いは競合会社の製品と誤認混同が生じるように広告宣伝すること又はその行為
- (k) 競合会社の製品や活動について、発表したり、意見を表明したりする行為。競合会社の当該製品の評価を落とす行為も含む
- (l) 競合会社に害を及ぼす倫理的原則に反する直接的間接的行為

### 3.7 著作及び隣接権

著作権者の承諾なく、権利存続期間中にパラグアイ国内で、著作権第 4 部に規定される著作権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

著作権法は、著作権者の権利を人格権(著作権法第18条)と世襲権(著作権法第25条)の観点から次の権利を規定し、人格権には禁止権、世襲権については独占権、許諾権及び禁止権を規定している。

人格権 (Moral Rights)

- (1) 公表権
- (2) 氏名表示権
- (3) 同一性保持権
- (4) 市場から著作物を排除する権利

世襲権 (Economic Rights)

- (1) 複製する権利
- (2) 公表する権利
- (3) 頒布する権利
- (4) 輸入する権利
- (5) 翻訳や改変等をする権利
- (6) その他の形式での著作物の利用(世襲権の例外を除く)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 暫定救済を請求できる。(著作権法第160条)

- ・ 寄与侵害については明確な規定がないが、寄与侵害者にも同様の賠償義務があると考えられている。

著作権が規定する著作権者の禁止権は、主に著作権第25条が規定する複製、公表、頒布、輸入、翻訳及びその他の形式での利用であることに對し、刑法は次の行為と規定している。

- (a) 著作物の全部或いは一部を恒久的或いは一時的に複製する行為
  - (b) 複製物を輸入、保管、流通、販売、貸与、公表あるいはその他の方法で頒布する行為
  - (c) 放送を再送信する行為
  - (d) 原作者の許可と偽って著作物の全部或いは一部を提供する行為
- (以上、改正刑法第184a条)

#### 例外規定

- (1) 直接的間接的にも利益目的でなく、家庭でなされた行為
  - (2) 無料の政府や地域の催事などで公共の利益においてなされた行為
  - (3) 教育目的でなされた行為
  - (4) 商業的施設で映像音響機器の販売或いは映像音響物品のデモンストレーションのみになされた行為
  - (5) 裁判或いは行政上の証拠に使用される行為
- (以上、著作権法第38条)
- (6) 教育や試験のために複写する行為
  - (7) 公共図書館など保存目的で一部を複製する行為
  - (8) 裁判や行政手続きの目的で複製する行為
  - (9) 著作者や題名などを掲載することを条件に、道路や公園など公共施設に設置する目的で芸術作品を複製する行為
  - (10) 図書館など一般に合法的な著作物を貸出する行為
  - (11) 視覚障害者の無償での利用のためのみに点字などその他の形式で複製する行為
  - (12) 政府集団や非営利組織などの標章、エンブレム、識別マークとして著作物を使用する行為
- (以上、著作権法第39条)

保護期間： 著作物の発表から著作者の生存期間及び死後 70 年間  
 共同著作の場合、同上で最後の著作者の死後 70 年間  
 匿名の場合、著作物の発表から 70 年

なお、満了前に著作者が判明した場合は上記と同じ適用  
編集著作物、プログラム、映像音響作品、放送作品は最初の発表から  
70 年間  
(著作権法第 47-49 条)

#### 4. 侵害の発見から解決までのフロー

パラグアイは、南米の内陸部に位置し、日本とほぼ同じ広さの国土に、人口わずか660万人が居住している。主要産業は農牧業(綿花、大豆)、牧畜業(食肉)、林業である。パラグアイは農業国であり、特定の産業を持たないため、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイと自由貿易圏の構築を目指し、1991年にアスンシオン条約を締結し、域内関税の撤廃を目的とするメルコスール貿易圏の発足に参加した。パラグアイは地理的にメルコスール各国の中央に位置し、商品流通の中央中継基地の役割を果たしていることから、模倣品の流通拠点と言われている。こうした南米の模倣被害に積極的に取り組んできたのはアメリカであり、2003年にはパラグアイと知的財産保護に関する覚書を締結、その後、毎年模倣品対策に積極的に協力してきた。しかし、2012年以降、政治的な問題もあり継続されていない。



パラグアイの輸出入は海路がないため、トラックやコンテナによる陸路が中心で、次いで国境沿いの河川輸送、空輸は最後の手段である。模倣品や海賊品(以下、侵害品という)は、主に中国やアジアから流入しており、その多くが、自由貿易港であるウルグアイのモンテビデオ(Montevideo)やヌエバ・パルミラ(Nueva Palmira)、アルゼンチンのブエノスアイレス(Buenos Aires)、ブラジルのパラナグア(Paranagua)、チリのイキケ(Iquique)から流入する。特に、アルゼンチン及びブラジルとの国境にあるシウダ・デル・エステ(Ciudad del Este)は、3国国境(TBA:Tri-B



order Area)と呼ばれ、「安全地帯」とも呼ばれている。この地域では、著作権を侵害する記録済みのDVDに加え、記録メディア、音響機器、電子機器、医薬品、農薬及び航空機部品が主な侵害品である。こうした侵害品は、ブラジルの輸入品課税が高いために、ブラジルの主要都市ではなく、主に南米の各地方で消費されている。

パラグアイは消費市場としては小さく、多くの侵害品はブラジルやアルゼンチンに向けて積替え輸送される。このために、パラグアイでの侵害は海賊品に加え、衣類、宝飾品、サングラス、たばこ、農薬などの商標権侵害である。現地の報道によると、模倣被害による損失は毎年1.34億米ドルに及び、その83%が著作権侵害である。なお、特許侵害は殆どないと報告されている。

#### 4.1 侵害の発見

パラグアイでの侵害品は、上記のように他国に積替え輸送されることが多いため、税関や倉庫などで発見されるか、主要都市のアスンシオン市内の市場で発見され、現地法人や販売代理店から通知される。



こうした現地からの報告を受けた場合、地域的な問題から、なかなか現物入手できないことが多い。このため、現地から侵害品やそのパッケージを撮影した写真、販売資料のコピーを入手する。併せて、侵害品を入手した状況や販売されている状況について、詳しい報告を同時に入手することが重要である。

なお、侵害判断には、できるだけ自社製品との比較や識別ができるような写真が好ましいため、商標や商号などの表示部分に加えて、真正品と比較分析できる侵害品の該当部分を撮影した写真を入手する。

#### 4.2 証拠の収集

税関以外での証拠収集は、主に、侵害品を取り扱う販売店舗、流通業者、卸業者などから証拠となる侵害品サンプルを収集することになる。パラグアイでの、こうした証拠収集は現地弁護士事務所が適当である。調査会社もあるが、その後の侵害対策を順調に運ぶことを考えると、調査員を含む経験者を有する弁護士事務所に依頼することが良い。

証拠品が入手できた場合は、精巧な侵害品か、質の悪い模倣品かどうか、また

自社の真正品や並行輸入品ではないかどうか判定する。また、パッケージや商品本体の記載から製造国や番号類、製造元などを確認し、出所を特定できるかどうかにも検討する。

そして、商標や著作権の侵害について主張できるかどうか、本体、パッケージ、付属する説明書などの記載を自社のものと比較検討する。パラグアイでの権利行使は商標や著作権に依存することになるため、証拠収集においては、こうした観点から証拠を選定する。

#### 4.3 侵害者の特定

税関で侵害品情報を得た場合は、輸出業者、輸入業者または荷受人が関係書類に記載されているため、比較的容易に特定することができる。

アスンシオンなどの市場で侵害に加担するのは、販売店、或いは流通業者、卸業者であるため、その店舗や倉庫に侵害品があるかどうかを確認することが必要である。現地代理人によると、こうした殆どの事件では、調査員や情報提供者から比較的容易に関係侵害者やその事業拠点を確認することができる。

パラグアイでは行政摘発が制度的にないため、侵害について、刑事訴追することが一般的である。そのため、検察が事件として受理できるような情報を入手することが必要である。また、輸出入情報を定期的に入手管理している現地弁護士事務所もあるので、侵害者の特定やその後の手続きを現地の法律事務所を通じて、調査員や情報提供者を利用しながら進めることが勧められる。

#### 4.4 権利行使の判断

上述のように、パラグアイの知的財産権事件は、主に商標や著作権を侵害する模倣品や海賊品が多く、また、メルコスール各国への積替え輸送が中心であるため、税関における対策が中心である。また、国内の市場での侵害状況も商標権侵害が中心であるため、侵害品を販売する店舗や倉庫を取り締まることが多い。

こうした侵害の対策は、よりコストが安く、短時間で解決できる刑事訴追がパラグアイでは一般的であり、民事や刑事訴訟を選択する状況ではない。なお、多くの日本企業は特許や意匠など知的財産権をパラグアイでは保有していないため、商標権を活用することになる。



表 1: 外国からのパラグアイ特許・意匠・商標出願及び登録件数推移

外国企業	出願					登録
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2007-2011年
特許	-	5	4	23	21	5
意匠	7	1	-	-	1	9
商標	171	240	153	196	151	599

(出典: WIPO 統計)

下記は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で検討するポイントである。

1. パラグアイで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標権などの知的財産権が有効であることを確認する。
2. 被疑侵害品がその知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較検討する。
3. パラグアイの法律事務所から被疑侵害品の侵害鑑定を入手する。
4. どのような救済を求めるか検討する。主に、侵害規模や侵害内容から刑事訴追か民事訴訟かを検討する。
5. 関係書類を準備する。例えば、登録証、現地代理人への委任状(公証、認証が必要)などの全ての必要書類を正しく準備する。
6. 使用する被疑侵害者の侵害品サンプルや被告の情報など関連資料を準備する。

#### 4.5 警告状

パラグアイでは、侵害品の販売や商標或いは商号を使う販売店に対して、警告することは効果があるため、しばしば利用されているようである。特に、被疑侵害者が小売店などの小規模経営者の場合、刑事告訴をするよりは積極的な警告による対応が勧められる。なお、流通業者や卸業者には単なる情報提供となるため、その効果が予測できる場合のみ警告することが勧められる。なお、委任状は不要である。

警告状に記載する事項は、次の通りである。

- ① 知的財産権者の情報
- ② 侵害されている知的財産権の情報、登録番号や商標など
- ③ 侵害が発生している場所
- ④ 侵害している製品やサービスなどの状況
- ⑤ 侵害による処罰など法的処分
- ⑥ 被疑侵害者に対する要求、例えば、販売や在庫の処分など
- ⑦ 応答の期限

比較的組織の大きい被疑侵害者が警告に応じる場合、和解契約を結び、侵害品の引渡、侵害品の入手先の情報提供、製造している場合は製造の中止、関係製造機器の廃棄或いは引渡、侵害行為を繰り返した場合の違約条件などを定める。

なお、末端の流通業者や卸業者の場合、輸入業者や流通業者の情報を得るよう努め、そうした侵害者に対して税関措置や刑事告訴を開始することをお勧めする。

#### 4.6 侵害に対する法的措置

パラグアイでは、行政処罰の制度が整備されていない。パラグアイ政府は各国の圧力に対して税関での侵害品対策をアピールしているが、知的財産権保護の制度設計に積極的でないこと、関係組織の人材不足や知的財産権に対する理解不足もこうした背景にある。このような環境下、知的財産権者には、税関対策或いは、自ら市場調査を行うことによる刑事訴追或いは民事訴訟の提起、これら 3 つの対応策がある。

- ・ 税関摘発

税関は、職権で商標権など知的財産権を侵害する貨物の通関を停止することができる。2008年以降、税関は商標権侵害や不正競争に該当する商品に対して、積極的な取組みを実施している。商標権者は、登録商標及び関連の情報を税関登録することで、こうした対策を利用することができる。

税関職員が被疑侵害品を発見すると、商標権者或いはその代理人に通知する。商標権者は真偽鑑定を行い侵害と判断した場合、その結果を税関や裁判所に報告するとともに、輸出入業者を提訴し、侵害品の処分を請求する。税関での手続きは短期間で行う必要がある為、現地代理人の存在は不可欠である。

- ・ 刑事告訴

模倣品、粗悪で欺瞞的な商品の製造や販売については、商標権者はその事実を検察官に申立てることが最も単純で早い対応策である。

検察官は市中や税関で発見された侵害品に対する商標権者の申立てを受け、有効な登録商標を確認することができれば、裁判所に捜査命令を請求し、被疑侵害者を調査する。そして、侵害品を確認できると、警察での侵害品の保管を命じる。この手続きは短期間に侵害行為を止めることができるだけでなく、一旦侵害品であるとの判断がされれば、最終的な裁判所での判断を待たずに、

裁判所から廃棄命令などが出されるために、権利者のみならず行政機関も活用している。

- ・ 民事(刑事)訴訟

知的財産権者は、権利侵害が複雑な案件や損害賠償を求めるような事件の場合、侵害の事実と証拠、権利証拠を収集し、裁判所に提訴することができる。暫定救済制度もある。そして、侵害や損害の判断を求めることになる。侵害判断がなされれば、製品の製造、販売の差止、輸出入の禁止、侵害品及び関係機器の廃棄、罰則の適用により救済を受けることができる。

民事訴訟は、事前調査、明確な証拠の準備、2~4年を要する審理手続きなどから高額な費用がかかるうえ、裁判官の知財訴訟経験不足などの理由から積極的に救済手段としては選択されていない事情がある。

以上のような救済手段があるが、日本企業は商標権或いは著作権による権利行使になることから、税関対策や刑事訴追を選択し、1年以内の短期間に、また費用対効果のある対策を求めることが勧められる。

## 5. 侵害に対する救済手段

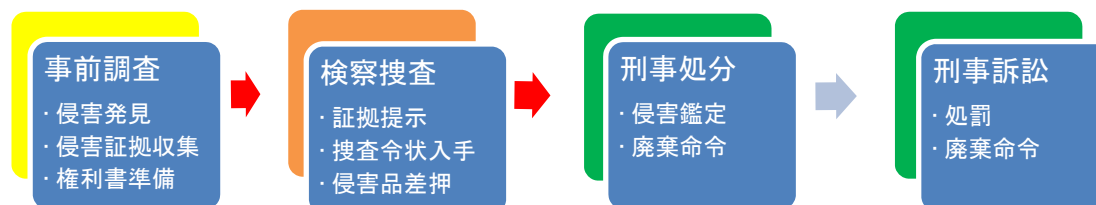
パラグアイでの知的財産権の権利行使やその救済は、市場での侵害発見後、或いは税関による輸入差止後に、刑事訴追をする対応策が一般的であるため、ここでは税関対策と市場調査に基づく刑事訴追を中心に説明し、民事訴訟については簡単に手続きと法律上の救済を紹介する。

### 5.1 刑事訴追(訴訟)

刑法は、商標権、著作権、意匠権及び特許権に対する救済を規定しており、模倣品、不正商品及び誤認を生じさせるようなニセモノに対する対応を規定している。従って、刑法上は侵害品の製造者、卸業者、流通業者及び販売店がその対象となる。

例えば、商標権者が刑法に基づき商標権侵害の刑罰を求める場合、通常は侵害の実態をその地域の検察官に通報する。パラグアイには行政処罰制度がないため、警察による対応を求めることもできるが、警察が通報を受けた場合、同様に検察官に通報することになる。

図1：刑事告訴から提訴のフロー



### (1) 事前調査

侵害品の売買がされている場所、販売店や倉庫の情報があれば、商標権者やその代理人は侵害や不正行為に基づき、検察官に告発するか、刑事裁判所に同時に刑事告訴をすることができる。

この段階では、被疑侵害品のサンプルや被疑侵害者の情報として販売店及び倉庫などの情報を確定する。また、商標登録証など、権利証書を準備する。また、検察による捜査がされる場合に、被疑侵害品が確認できるようにタイミングを図る。

### (2) 検察官捜査

検察官は被疑侵害者とその状況の通報を受け、商標権者から提示された登録商標権と真正品のサンプル、及び代理人の弁護士に対する委任状を確認できると、刑事裁判所に侵害者が侵害品の製造や販売をしている店舗等の捜査命令の発行を求める。刑事裁判官は捜査命令を出す場合、6か月以内の期間を指定し、調査完了後被疑者の告訴を求める。検察官は捜査を行い、被疑侵害品を発見した場合、その場で警察の管理下にある保管倉庫に被疑侵害品の移送を命じる。

検察官は刑事裁判官から捜査令状を入手する場合、必要に応じて、個人の住宅なども捜査対象にした令状を請求する。捜査では、検察官、警察の係官及び代理人である弁護士が、被疑侵害品や機材、その他の証拠を確認し、押収目録を作成し、押収作業を行う。例えば、工場が隠れ家的秘密工場であるような場合、すべて機材や物品を押収することができる。

弁護士は、こうした作業に参加し、担当官が命令を執行することを支援し、必要に応じてアドバイスを行うなど、手続き全体に直接的に関与することができる。被疑侵害品が真正品との関連性が高い場合や製品が高価な場合は、同時に刑事訴訟を行うことが勧められるため、捜査全体の手続きに弁護士が参加し、刑事裁判での審理準備も念頭に置いて、作業を進める。

### (3) 刑事処分

検察官は捜査結果に基づき、証拠や被疑者の特定を行い、起訴する。この段階で、

押収した被疑侵害品に対する専門家鑑定が求められる。その専門家鑑定とは、裁判所に登録されている鑑定人による司法鑑定であり、検察官は侵害鑑定請求を行う。この請求を受けて、鑑定人が侵害判断を報告すれば、刑事裁判による最終判断を待たずに、刑事裁判官は廃棄命令を発行し、その侵害品は廃棄される。

警察の管理下で保管されていた侵害品の廃棄は、刑事裁判官の管轄責任において執行されるが、廃棄コストは商標権者の負担になるため、予めこうした手続きと費用について、現地代理人に確認を求めておくことが勧められる。

この手続きは、刑事訴訟手続きによる最終的な判断を待たずに、短期間で行われるために、商標権者としては特段の責任なく、検察官の対応により6か月から1年ほどで侵害品を廃棄できるので、好ましい手続きである。

#### (4) 刑事訴訟

検察官による捜査状況から事件が比較的重大であり、侵害者の処罰が今後の事業継続上、必要であり、他の侵害者に対する影響も期待できるような場合、刑事裁判所に提訴する。ここでは、簡単に刑事訴訟の流れを説明する。なお、刑事罰については、民事訴訟の項目を参照下さい。

##### ● 刑事手続きの流れ

##### ① 準備段階と提訴

刑事告訴で入手した資料で、被疑侵害者を告訴する。また、税関での侵害事案や独自に市場での証拠収集により、起訴することもできる。起訴するための証拠は、審理では真実性が重要視されるため、裁判所が受理できる要件を満たす証拠を準備する。商標の登録証及び弁護士への委任状も必要である。

##### ② 予備審問

提訴が受理されると、刑事裁判官は両当事者を呼び出し、それぞれの主張を確認する予備審問を開催する。この段階で、告訴状、証拠確認が行われる。商標権侵害のような明確な事件は、訴訟手続きの短縮請求、条件付き訴訟手続き停止請求、訴訟却下請求、当事者の和解などを行うことで、早期の事件解決を図ることができる。

和解の場合は、すべての侵害品の廃棄の誓約書或いは同意書を作成する。和解条件が整えば、1か月以内に事件が片付くこともある。和解の場合、事件は速やかに終結され、被告に犯罪歴は残されないが、損害賠償及び侵害品の

廃棄がなされることになる。

なお、訴訟手続きの短縮とは、被告が侵害を認め、軽微な刑罰と侵害品の廃棄を条件に判決を受けることに同意するような場合である。

### ③ 口頭審理

事件が複雑で、より事件の要素を詳細に判断する必要がある場合、刑事裁判官は口頭審理の開会を宣言し、事件のすべての記録と経過を 3 名で構成される量刑評議会に付託する。量刑評議会は両当事者を口頭審理に呼び出し、立会人と専門家の参加を得て、聴聞を行う。

聴聞に引き続き、当事者はそれぞれ最終弁論を行い、論戦は終わる。量刑評議会は審理を行い、最終的な判決を出すことになる。

### ④ 判決と執行

量刑評議会の判決を受けて、刑事裁判官は判決を執行する。通常のこの種の知財事件での刑罰は 3 年以内の禁固或いは侵害の度合いに応じた罰金であるが、5 年の請求がある場合、事件が長期化し、判決が出されるまで数年かかることもある。

## 5.2 税関取締

パラグアイは海に面しない、陸に挟まれた国であるが、自由貿易港として知られており、周辺国の貨物の受取、保管、手続き、倉庫や貨物積替地として機能していると言える。貨物の約 75%は河川を通るはしけで運ばれており、パラグアイからブエノスアイレス(アルゼンチン)やモンテビデオ(ウルグアイ)に運ばれている。パラグアイの港湾管理者は自由港と倉庫を管理するが、そうした自由港は奇妙にも、アルゼンチンのブエノスアイレスやロザリオ(Buenos Aires, Rosario)、ブラジルのパラナグア、サントス、リオグランデ・ド・スル(Paranagua, Santos, Rio Grande do Sul)、チリのアントファガスタ、メヒヨネス(Antofagasta, Mejillones)、そして、ウルグアイのモンテビデオやヌエバ・パルミラ(Montevideo, Nueva Palmira)にある。

現地関係者によると、パラグアイに到着する貨物の 90%以上はパラグアイを仕向地としたものでありながら、それらのほとんどはそのままブラジルやアルゼンチンに



密輸されると言われている。侵害者の使うパラグアイの主な税関は、カアクペ (Caacupe Mi)、フェニックス (Fenix)、チャコ (Chacoi)、エンカルシオン (Encarnaci)、シウダ・デル・エステ (Ciudad del Este)、ファルコン (Falcon)、テルポルト (Terport) 及びビレッタ (Villeta) である。特に、カアクペやファルコンは中国からの輸送先として知られている。

パラグアイ税関局は商標法及び TRIPs 協定を実行するために、2008 年に国境管理計画を策定し、商標の税関登録制度を導入して、侵害品を排除する活動を開始している。残念ながら、当該制度は税関職員が頻繁に変わるため、期待したほど効果が上がっていない状況であるが、民間企業は税関担当者や検察官に対する模倣品やその被害状況の説明会を行っている。

税関に対する侵害品対応の申立は、刑事訴追と同じように商標権者による侵害品情報の通報に呼応した捜査と、登録商標の税関登録による職権捜査の2つがある。

#### ●税関に対する通報に応じた税関対策

通報による一連の対応は下記の通りである。

- 1) 商標権者の独自事前調査 (税関の通関公示や個別の活動で発見)
- 2) 地域の検察官による税関での被疑侵害貨物に関する告訴
- 3) 税関職員による貨物検査 (検察、税関、権利者或いはその代理人が立会う)
- 4) 被疑侵害貨物を発見の場合、検察官は仮差押命令を出し、指定倉庫に保管
- 5) 被疑侵害貨物の専門家鑑定による侵害認定に基づく裁判官の廃棄命令

#### ●商標の税関登録による税関対策

2008 年に開始された税関の取組みから導入され、輸出入に関する情報や関係の登録商標情報の共有化が始められた。Sofia System と呼ばれる税関のネットワークに当該商標情報が登録されると、パラグアイ国内の税関で職権での監視対象となる。

商標の税関登録に必要な書類等は下記の通りである。

- 1) 税関登録申請書 (DNA/DPA)
- 2) 商標局が作成した対象登録商標の有効証明書
- 3) 有効に存続しているパラグアイ登録商標の見本
- 4) パラグアイの連絡先、代理人の場合は委任状 (公証及び認証が必要)
- 5) 保護を受けたい商品の陳述
- 6) その他

例えば、正規製造者、輸出入業者、代理店などのいわゆるホワイトリスト或いは被疑侵害者等のブラックリスト、及び商品や説明書のサンプル、可能であれば

## ば真贋鑑定方法などの情報

### 税関登録手順

- 1) 申請書の提出及び関係費用の支払い
- 2) 方式審査
- 3) 税関登録証交付(商標の有効期間が有効期間)
- 4) 各税関が Sofia System で共有

商標の税関登録については、上記のような必要書類と手続きを行うことになる。こうした手続きを経て、商標権者が輸出入及び経由貨物について、税関が職権で商標権侵害の確認を求めることができる。被疑侵害品の発見から処分までは次の通りである。

#### ① 被疑侵害品の発見と通知

税関登録がされている登録商標を付した貨物を税関が発見した場合、税関は当該貨物を留置し、商標権者或いは税関登録時に指定した代理人に電子メール等で通知する。

#### ② 侵害鑑定

商標権者或いは代理人はその通知を受けて、被疑侵害品の真偽を確認する。商品から確認できないような場合は、輸出入書類などの情報提供を税関に依頼する。税関は迅速な対応を求めるため、真贋鑑定やその結果の通知を数時間で行うことを希望している。なお、並行輸入は止めることはできない。

#### ③ 留置と刑事告訴請求

権利侵害を確認できた場合、商標権者は被疑侵害品が侵害していることを税関に通知し、併せて検察官を通じて刑事裁判所にも通知する。なお、当該貨物は、商標権侵害で輸出入業者や運搬会社に法的措置が取られるまで留置される。

#### ④ 刑事告訴と処分

検察官は、商標権者から通知を受けて、事件として告発する。刑事裁判所は被疑侵害品の仮押収命令を出し、商標権者に侵害鑑定書の提出を求める。商標権者は刑事裁判所に専門家鑑定と侵害品の廃棄処分を請求する。刑事裁判所は侵害鑑定結果及び事実と手続きに問題がないと判断すれば、廃棄



命令を出す。なお、検察官が留置から処分までの対応をする場合がある。

税関での差止から処分まではスムーズに作業を進める必要があり、真贋鑑定から差止手続きまでを現地の代理人、特に弁護士事務所に委託することが適当である。日本からは時差もあり、不慣れで時間をとるような対応はできないため、十分な注意と配慮が求められる。

### 5.3 民事訴訟

パラグアイの司法制度は、図2にあるように最高裁判所を頂点に編成されている。最高裁判所は憲法、人権や特定問題に関する指針の決定機関の位置づけで、事実審等は行わない。

第一審裁判所は刑事裁判所、民商事裁判所、労働裁判所及び青少年裁判所であり、それぞれ各地で事件を受審する。上訴裁判所は各地に配置されており、第一審の上訴を審理する。裁判には、1998年の民法及び民事訴訟法並びに刑事訴訟法を適用している。

現在のパラグアイでは特許侵害事件はほとんどなく、農薬の特許事件がわずかに審理されているのみである。特許権侵害では、侵害の差止に加えて、経済的損害や逸失利益の賠償を受けることができるが、侵害判断や特許の有効性が議論されることになる。

図2:パラグアイ司法制度



ところで、比較的侵害判断の容易な商標権侵害事件でも民事訴訟は良い選択とは言えない。これは、訴訟手続き期間が長く、第一審で約2年、第二審では5年と言われていること、民商事裁判所の知財分野の訴訟経験が非常に少ないこと、弁護士費用を含めた訴訟費用が高額なことに加え、証拠の要求も厳格で、知的財産権の保有が少ない日本企業にとっては、対象となる特許や商標権も権利行使に適しているかどうかを検討することも求められる。

このようなことから刑事訴追の選択が好ましいところであるが、刑事訴追の対象となる事件が模倣被害や不正な商品が対象になることから、次のような事件は民事訴訟を選択することになる。

- ・ 商標の先取り登録
- ・ 先取り登録商標による商標の使用行為
- ・ 商標が付された使用済みパッケージの再利用
- ・ インターネットでの商標の不正使用
- ・ 特許権侵害事件
- ・ 損害額の多い商標権や特許権侵害事件

このような民事訴訟において、例えば、先取り商標の場合、商標権者としては、次のような証拠を準備して提訴することが必要となる。

- ・ 当該商標の所有を示す証拠
- ・ 商標のブランドとしての著名性を示す証拠
- ・ 先取り商標権者の悪意性
- ・ 先取り商標権者の名前や所在

民事訴訟では被告を特定することが不可欠であるものの、パラグアイでは被告を特定できない場合がしばしばある。そうした場合、原告である商標権者は民商事裁判所に暫定救済措置を求めることになる。例えば、先取り商標権の無効宣言請求や侵害行為の差止及び侵害品の排除に関して、民商事裁判所の救済命令を求めることとなる。

#### ● 暫定救済制度

パラグアイが TRIPs のメンバー国になり、民事訴訟法に暫定救済制度が導入され、迅速な侵害停止ができるようになったことは大きな前進である。暫定救済請求では、商標権など有効な権利証書を提出するだけで、被疑侵害品に対する担保補償金などの支払いなく、侵害行為を停止させることができる。このため、侵害行為を発見してからすぐに民商事裁判所に暫定救済請求ができれば、速やかに侵害差止命令が出されるというメリットがある。しかし、これは民事訴訟の一部に位置づけられているために、他国のように単独で救済命令のみを受けることはできない。

暫定救済で受けられる対応

- ① 侵害行為を構成する行為の即時停止

- ② 侵害品及び関係機材等の差止或いは押収
- ③ 侵害品及び関係機材等の輸出入停止

民商事裁判所は、併せて、被疑侵害者に対して、侵害に関与している関係者の情報を提出することを命じることができる。なお、暫定救済措置後 15 日以内に提訴しない場合は、無効となる。

暫定救済措置が税関で行われる場合は、税関職員が対応する。なお、被疑侵害品が医薬品等である場合は、関係機関が同行しなければならない。

## ●民事及び刑事救済内容

### 1. 特許・実用新案

- |      |  |
|------|--|
| 民事救済 | 侵害の停止、損害賠償(適切な支出を含む)、輸出入の禁止<br>侵害品の廃棄 (特許法第 78-79 条) |
| 刑事救済 | 刑法に基づく案件ごとの判断(特許法第 75 条)                             |

### 2. 意匠

- |      |  |
|------|--|
| 民事救済 | 侵害停止、損害賠償(意匠法第 32 条)                               |
| 刑事救済 | 禁固 5 年以内或いは罰金 (刑法第 184b 条)<br>重大な場合、禁固 2 年以上 8 年以内 |

### 3. 商標

- |      |   |
|------|---|
| 民事救済 | 侵害停止、損害賠償(適切な支出を含む)、侵害品押収及び<br>処分にかかる支出、輸出入の禁止(商標法第 85 条) |
| 刑事救済 | 禁固 5 年以内 (刑法第 184c 条)                                     |

### 4. 著作権

- |      |   |
|------|---|
| 民事救済 | 侵害停止、損害賠償(適切な支出を含む)、侵害品押収及び<br>処分にかかる支出、輸出入の禁止(著作権法第 159 条) |
| 刑事救済 | 禁固 5 年以内或いは罰金 (刑法第 184a 条)                                  |

## 5.4 その他の紛争処理

パラグアイには、1996 年に WIPO の指導のもと商工会議所の下部組織として開設されたパラグアイ調停仲裁センター(Centro de Arbitraje y Mediación Paraguay (CAMP))があり、現在23名の仲裁員が所属し、商事仲裁支援を行っている。

パラグアイでは仲裁法(1879 of 2002)制定されており、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の模範法規をやや修正して適用し、ニューヨーク条約も批准している。しかし、仲裁(ADR)自体がパラグアイでは新しい分野であり、知的財産権関連の紛争で仲裁利用された事例はない。一般的にパラグアイの民事訴訟が長くかかるために、仲裁手続きを活用するのも一つの解決策となろう。いずれにしても、パラグアイで有効な和解や同意による紛争解決をするには、書面による契約書を作成することになるため、比較的活用の可能性は高い。経験のある弁護士事務所にご相談することが勧められる。

ところで、インターネットの活用は増加傾向にあるが、まだまだ事件として取り上げられる例は少ない。ドメイン自体の管理も大学に任されている状況であり、パラグアイに恒久的居所を持たずともドメイン名を入手できる状況である。こうした点からは、安価なコストで関係のドメイン名を取得する方が、経験の少ない裁判所で高額のコストを支払って、商標権侵害を争うよりも効果的であろう。

## 6. 留 意 事 項

- (1) パラグアイでの権利行使には、商標権などの具体的な知的財産権の存在が不可欠であり、著名商標などの未登録商標では、権利行使をすることはできない。従って、自社の商標権を取得することが第一の対策である。なお、並行輸入は商標法上、認められているので、注意が必要である。
- (2) 積極的な権利行使には、パラグアイの登録商標を税関登録することで効果上がる。なお、税関対応には現地代理人が不可欠である。
- (3) 税関を含めた関係職員による侵害品の見分けを容易にするための説明会開催、資料提供など積極的に協力する。なお、自社製品に偽造防止などの対策を行っている場合には、そうした情報も必要な範囲で情報を提供する。
- (4) 現地代理人は著作権を活用する提案もあるので、パッケージや包装或いは現地での販売促進品資料などのデザインや書類を著作権登録し、幅広い活用を検討する。
- (5) 現地に優良な弁護士事務所を確保する。弁護士事務所を通じて、警察、検察

や税関と友好的な関係を構築することは、簡単な案件から難しい案件まで、好ましい結果を上げることにつながる。

- (6) 現地の税関や検察官との情報提供を含む交流も効果を上げるので、そうした機会を活用し良好な関係を構築する。しかし、パラグアイの政府関係者や警察などは人事異動が多く、積極的な対応が薄れる傾向にあるので、可能な限り、関係の政府組織と丁寧な連絡を取ることが勧められる。
- (7) 現地での自社製品取扱い代理店や販売店が侵害品を取り扱わないように、定期的な情報交換を含む定例会議を開催し、友好関係の構築及び侵害の拡大や被疑侵害者の情報入手に努めることが勧められる。また、現地法人とライセンス関係を構築することで、登録商標を有効に維持する(5年不使用取消対策)ことにもつながる。
- (8) 医薬品関係は税関と国際医薬品会議である Capacinfar (chamber of international pharmaceutical companies) がニセモノや侵害品対策に対する協力契約を結んでいるので、自社独自の活動だけでなく、業界団体の活動にも参加して、成果が上がるように努める。
- (9) パラグアイでは、残念ながら国民のみならず政府関係者においても、知的財産権に対する関心が低いこと、また真正品を見たことがなく、真偽を把握できていない場合も多い。こうしたことから、広告宣伝や知的財産権及び侵害した場合の刑罰に関する理解が得られるようなキャンペーン活動も勧められる。
- (10) パラグアイ市中の販売店から輸入元などの情報を聞き出せるとは限らない。自らのリスクもあることから正しい情報が提供されない、或いは情報から追加調査を行っている間に販売店の関係者が逃亡することもあるため、時間をかけずに適宜対応することが勧められる。
- (11) 模倣被害で刑事処分が確定した場合、侵害品の処分にかかるコストは商標権者の負担となる。このため、事前に現地代理人と侵害対策の全体的コストに対する概算費用の見積りを取ることをお勧めする。

## 7. その他の関連団体

### 7. 1 パラグアイ知的財産代理人協会

**Paraguayan Association of Intellectual Property Agents**

**Asociación Paraguaya de Agentes de la Propiedad Intelectual (APAPI)**

住所: Fulgencio R. Moreno 509 esq.

México Edificio de la Colina, 3er piso,

Asunción, Paraguay

Tel: +595-21-447-739

Fax: +595-21-496-039

Email: presidencia@apapi.com.py

secretaria@apapi.com.py

Web: <http://www.apapi.com.py>